

2024年7月17日 全3頁

カリフォルニア州気候変動開示制度が施行延期へ

米国企業 5,000 社以上に影響する開示制度の施行開始を 2 年先送り

政策調査部 主席研究員 鈴木 裕

[要約]

- カリフォルニア州で 2023 年 10 月に成立した気候変動関連の開示を企業に求める州法は、2026 年から施行とされていたが、関連する規則の策定が思うように進まず、施行を 2 年延期するとの改正法案が提出された。
- 米国では、SEC（証券取引委員会）規則によって、気候変動関連の開示制度を策定したものの、無効化を求める訴訟が提起され、現在は執行停止中だ。
- 日本においても気候変動関連の開示制度の検討が進められている。その際の先行事例の一つとなっていた米国では、開示制度の策定や実施が足踏み状態となっている。

気候変動関連開示制度の施行延期

カリフォルニア州では、「気候関連企業データ説明責任法」([SB-253 : Climate Corporate Data Accountability Act](#)) と「温室効果ガス：気候関連財務リスク」([SB-261 : Greenhouse gases: climate-related financial risk](#)) が 2023 年 10 月 7 日にギャビン・ニューサム知事（民主党）の署名を得て成立した。気候変動関連の情報開示を企業に求める全米初の法律だった。SB-261 は、2026 年 1 月 1 日までに初回開示を行うこととされ、SB-253 も 2026 年から前事業年度のものを開示することとなっていた。

しかし、ニューサム知事は、施行を 2 年遅らせるための法改正案¹を 2024 年 6 月 21 日に提出している。施行規則の策定が予定通りに進まないことが施行延期の理由であるようだ。企業に対して気候変動関連の情報開示を求める内容の法案は、2022 年にも審議されたが議会で否決された²。現行法は再度の法案提出で可決しており、気候変動問題に取り組むカリフォルニア州の先進的で意欲的な立法姿勢を示すものであった。今回の施行延期法案は、このような開示規則の実現可能性に疑問符をつけることとなるかもしれない。

¹ California State Portal “[RN 24 17560](#)”（2024 年 6 月 21 日）

² 鈴木裕「[気候変動関連開示に漂う暗雲](#)」（大和総研レポート、2022 年 9 月 30 日）

カリフォルニア州の気候変動関連開示制度

SB-253 は、年間総売上 10 億ドル超であってカリフォルニア州内で事業を営む米国企業に対し、温室効果ガス排出量の開示を義務付けるものだ。設立根拠法や本社所在地にかかわらず適用対象となり、5,000 社以上が新たに開示義務を負うのではないかと考えられていた。適用対象企業は、事業者自らによる燃料の燃焼、工業プロセスによって生じる温室効果ガスの直接排出（スコープ 1）、他社から供給された電気、熱・蒸気等の使用に伴う間接排出（スコープ 2）に加え、製品の使用や廃棄、従業員の通勤等を含むサプライチェーンからの排出量（スコープ 3）も開示することが求められた。スコープ 1 および 2 の開示は 2026 年に開始され、スコープ 3 の開示は 2027 年に開始される予定だった。

SB-261 は、年間総売上 5 億ドル超のカリフォルニア州内で事業を営む企業に対して、2026 年 1 月 1 日以降、気候変動に関連する財務リスクに関する報告書を TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みによって隔年で開示することを義務づけるものだ。

しかし、SB-253 を施行するための規則策定は大幅に遅れており、法で定められた 2025 年 1 月 1 日までに実施規則を最終決定するのは、ほぼ不可能な状況になっていた。そこで、規則策定期限を 2027 年 1 月 1 日として、実施時期も 2 年先送りし、スコープ 1 と 2 の開示開始を 2028 年に、スコープ 3 の開示開始を 2029 年にする法改正が提案されているということだ。

同様に、SB-261 も実施を 2 年遅らせることとし、2028 年 1 月 1 日までに初回の開示を行うよう、法改正が提案された。

図表：カリフォルニア州気候変動関連開示制度とその改正法案

制度概要		現行法での開示	改正法案
SB-253	スコープ 1,2	2026 年以降開示が求められる (前事業年度のものを開示)	2028 年以降
	スコープ 3	2027 年以降開示が求められる (前事業年度のものを開示)	2029 年以降
SB-261	TCFD に基づく開示	2026 年 1 月 1 日までに初回開示	2028 年 1 月 1 日

(出所) SB-253、SB-261 および改正法案をもとに大和総研作成

日本でも検討が進む気候変動関連開示

気候変動対策として、企業に温室効果ガスの排出状況や削減に向けた取り組み等を開示させようとする動きは世界的な高まりを見せている。欧州で先行し、米国においても進展しつつあった。カリフォルニア州で開示制度が法制化された後、連邦レベルでは証券取引委員会（SEC）が開示規則の策定を進めてきた。しかし、SEC による開示規則は、今や無効化の危機に直面している。

SECの開示規則は、2024年3月6日に公表されたばかりだったが、ひと月もたたない4月4日に開示規則の執行停止をSEC自らが決めた³。SECの規則公表後ただちに各地で規則の無効化を求める訴訟が提起され、3月15日には、第5巡回区控訴裁判所で執行停止が決定した。この裁判は、エネルギー系の企業や企業団体の他、共和党が知事を務める幾つかの州の司法長官らが原告となって、規則の無効確認を求めたものだ。執行停止決定後、各地の訴訟の統一的な解決を図るため、併合審理に移行した⁴。第5巡回区控訴裁判所が決定した執行停止は、併合審理への移行によって一応取り消されたものの、SEC自身が執行停止を決定したというのが現在の状況だ。判決確定までの間、企業を開示の要否に関して不安定な状況に置くことは適切ではないからだ。

連邦レベルでの開示規則は、実際に施行できるか不明確な状況ではあるが、カリフォルニア州法による開示は州外の多くの企業にも適用されるため、企業は開示の準備を進めるべきであるとの指摘があった。しかし、現在はカリフォルニア州法の施行延期が提案されており、企業側で気候変動関連開示に取り組む必要性は、薄れていくのではないかと思われる。

わが国においても金融審議会に「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が新設され、温室効果ガスに関連する情報開示制度の検討がスタートしたところだ。検討にあたっては、海外の状況も研究されているが、米国では連邦レベルのSEC規則は廃止の危機にあり、カリフォルニア州法は施行延期が決まりそうだ。気候変動関連開示について混迷を深める米国の状況は、わが国での検討にどのような影響を及ぼすのか、要注目だ。

³ Securities and Exchange Commission “[Release No. 11280](#)” (2024年4月4日)

⁴ 鈴木裕「[米国 GHG 開示規則の早すぎる蹉跌](#)」(大和総研レポート、2024年3月27日)